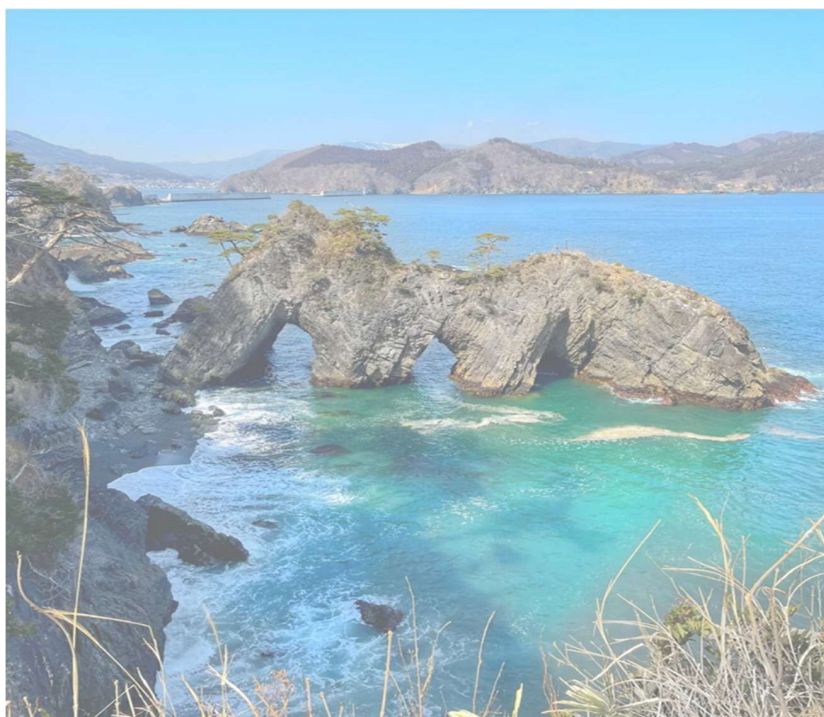


令和7年度「生活衛生同業組合活動推進月間」

生衛組合活性化塾2026

資料集



穴通磯(岩手県大船渡市):3つの穴を持つ奇岩

開催期日	令和8年3月4日(水)
開催方法	オンライン(Zoom)
開催場所	大船渡プラザホテル (岩手県大船渡市)

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

目 次

1	日程表	2
2	講師紹介	3
3	アンケートご協力をお願い	7
4	講演資料	
	① 生衛業としての備えと支援について	9
	② 日本大震災発生後の生活衛生同業組合等と連携 した支援活動について	17
	③ 大船渡山林火災での炊き出し支援と情報発信に ついて	25
5	参考資料	
	① 大船渡市大規模林野火災の被害状況等 (岩手県大船渡市)	36
	② 大船渡市観光案内	38
	③ 生活衛生同業組合加入月間等チラシ ～法律に基づき設立されている生活衛生同業組合って何ですか?～	39

「生衛組合活性化塾 2026(オンライン)」 日程表

令和8年3月4日(水)

オンライン配信

配信場所：大船渡プラザホテル

【 開 会 】 14:30 ~ 14:40 開会・講師のご紹介

【 第1部 】 14:40 ~ 14:50
生衛業としての備えと支援について 全国生活衛生営業指導センター

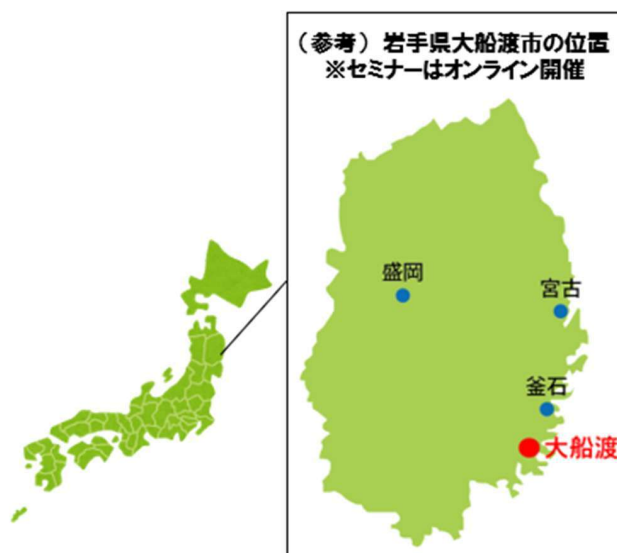
自然災害等の大規模災害が多発する昨今、日頃から災害への備えを進めることの重要性が高まっております。各都道府県においては、関係団体等と協定(災害時の生活衛生支援に関する協定等)を締結し、支援対策の実効性を高めるための取組みが進められております。生衛業としての平時からの災害への備えとともに、支援について報告します。

【 第2部 】 14:50 ~ 15:40
東日本大震災発生後の生活衛生同業組合等と連携した支援活動について
岩手県生活衛生営業指導センター
大船渡山林火災での炊き出し支援と情報発信について
岩手県飲食業生活衛生同業組合

令和7年(2025年)2月26日(水)、岩手県大船渡市内で発生した山林火災では、多くの方が避難を余儀なくされ、避難所が開設されました。こうした状況の中、岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部では、避難所の状況を踏まえながら炊き出し支援を実施しました。

いつ、どこで発生するかわからない自然災害等の大規模災害に備え、本セミナーでは、岩手県生活衛生営業指導センターからは、東日本大震災発生後の生活衛生同業組合等と連携した支援活動について、また、岩手県飲食業生活衛生同業組合からは、生活衛生同業組合としての支援と情報発信について、お話しします。

【 第3部 】 15:40 ~ 15:50 質疑応答など・アンケート記入 (16:00 終了予定)



【講師紹介】

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
事業振興部 佐藤 一樹(さとう かずき)氏

▼基本情報

全国生活衛生営業指導センターは、全国生活衛生同業組合連合会相互の連絡調整及び事業についての指導・支援として、生衛業の衛生水準の維持向上を図るため、各業生活衛生同業組合の全国組織である全国生活衛生同業組合連合会と協力して、各種事業の実施に係る連絡調整や生活衛生同業組合の新規組合員の獲得、組合脱退の防止、組織基盤の強化事業、若手・後継者・組合事務局職員等の人材育成や指導支援等事業を行っています。また、各業都道府県組合に配置される生活衛生営業経営特別相談員に対する研修会の開催のほか、生衛業者を対象とした生衛業経営セミナー・講演会、相談会等を毎年度各地で開催しています。

全国生活衛生営業指導センターの役割

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年法律第164号）（以下「生衛法」という）に基づき、衛生水準の維持向上及び利用者または消費者の利益を擁護する見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図るとともに、都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図ることを目的として、昭和55年（1980年）3月24日に財団法人として設立し、同年4月1日厚生労働大臣より同センターの指定を受けました。（平成25年4月1日に公益財団法人に移行）

生活衛生関係営業（生衛業）とは

生衛法に規定された次の18業種の総称です。

飲食関係

すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶、食鳥肉、食肉、氷雪

サービス関係

理容、美容、興行、ホテル・旅館、簡易宿所、下宿、公衆浴場、クリーニング



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

全国生衛会館

JR 新橋駅烏森口／浜松町駅より徒歩 10 分

地下鉄 東京メトロ 銀座線新橋駅より徒歩 10 分 浅草線大門駅より徒歩 10 分

三田線御成門駅より徒歩 6 分

都営大江戸線夕留駅より徒歩 6 分 大門駅より徒歩 7 分

【講師紹介】

公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター
事務局次長 佐々木 浩明(ささき ひろあき)氏

▼基本情報

岩手県生活衛生営業指導センターは、生衛法(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)に基づき知事が指定した公益財団法人です。

生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上や利用者または消費者の利益を守るため、各種の事業を行っています。また、業界と行政と消費者のパイプ役としての様々な活動をしています。



公益財団法人
岩手県生活衛生営業指導センター

〒020-0883 盛岡市志家町 3-13 岩手県美容会館内

✉ iwatecenter@seiei.or.jp



019-624-6642

平日9時～17時(祝日・年末年始除く)



【講師紹介】

岩手県飲食業生活衛生同業組合

副理事長兼大船渡支部 支部長 千葉 武継(ちば たけつぐ)氏

▼基本情報

生そばお料理 千秋庵

住所 岩手県大船渡市盛町字木町 12-9

蕎麦ならここ

地元に愛されて 40 有余年。

元々が手打ちそば専門店なので一から十まで全て手仕事にこだわってます。

特に、かもざるそばは「アマタケ産 岩手がも」を使った逸品です。



※岩手県飲食業生活衛生同業組合のホームページより

【講師紹介】

岩手県飲食業生活衛生同業組合

大船渡支部 経営特別相談員 佐藤 圭二(さとう けいじ)氏

▼基本情報

ダイニング・バー・カフェ Another World Bar KEIJI

住所 岩手県大船渡市大船渡町字野々田 10-3 キャッセンモールパティオ A 棟

異空間で、自慢のカクテルを頂く大人の憩いの場

超常現象、奇々怪々パラレルワールド、二次元、爬両生類等を好む変な店主がやっている変な店。芋・麦・米・黒糖・泡盛等各種焼酎、ウイスキー、ラム、日本酒、オリジナルカクテルもあります。異空間に迷い込むひとときを…。



※岩手県飲食業生活衛生同業組合のホームページより

アンケートご協力をお願い

本日は、ご参加ありがとうございます。
今後のセミナーの企画・運営の参考とさせて頂くため、
簡単なアンケートにご協力をお願いいたします。

<https://s.zoom.us/j/bPFdIvc0A>



※途中入場した方・途中退出する方も可能な範囲でお答えください。

令和8年3月4日（水）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター



MEMO

生衛業としての備えと支援について

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

事業振興部 佐藤 一樹

地域における生衛業の役割

～生活衛生同業組合としての取組み～

生衛業としての備えと支援について

- 1 自然災害・気候変動
- 2 災害時に備えた基本的取組
- 3 生衛業としての備えと支援について

令和8年3月4日

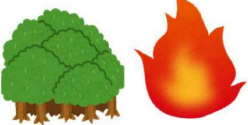
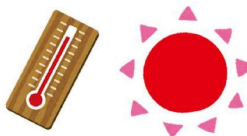

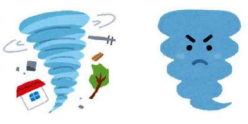

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

事業振興部 佐藤一樹

1

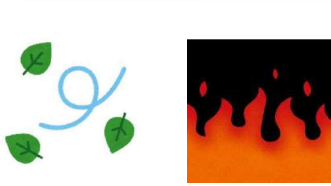
1 自然災害・気候変動

国内で起こった主な災害(2025年)

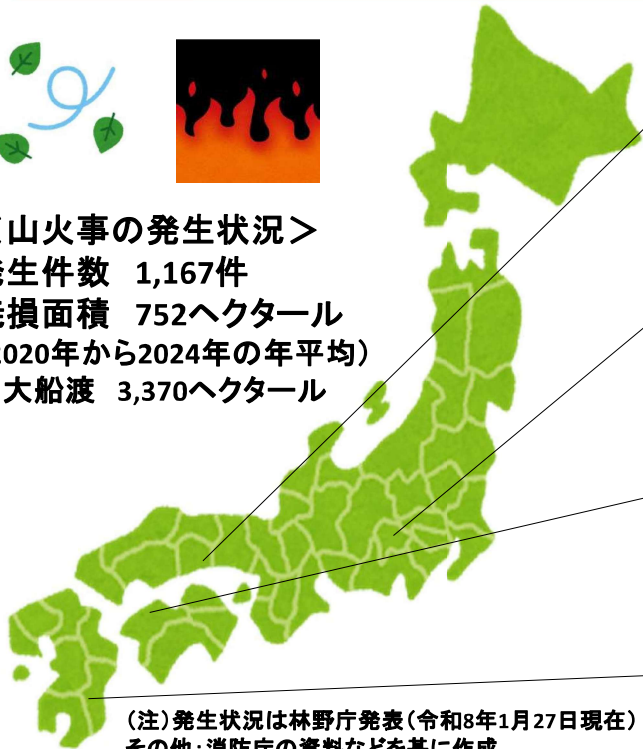
- | | | |
|---|-----|---|
|  | 2月 | 岩手県大船渡市で山林火災が発生。鎮火まで41日かかり、約3,370ヘクタールが消失。最大避難者数4,310人(大船渡市の人口約13%相当/大船渡市人口31,991人:2025年2月28現在) |
|  | 8月 | 群馬県伊勢崎市で日本歴代最高となる気温41.8度を記録。「災害級の猛暑」として、熱中症対策が呼びかけられた。 |
|  | 8月 | 京都府中京区で最大1時間降雨水量102ミリの猛烈な豪雨を観測し、観測史上最多となった。 |
|  | 9月 | 静岡県牧之原市付近で竜巻が発生し、死者2名・負傷者92名・全壊36棟・半壊169棟など甚大な被害をもたらした。 |
|  | 12月 | 青森県東方沖M7.6(速報値)の地震が発生。北海道から岩手県沿岸に津波警報を発表され、住民が高台に避難する事態となった。 |

1 自然災害・気候変動

全国各地で山火事は発生している



＜山火事の発生状況＞
 発生件数 1,167件
 焼損面積 752ヘクタール
 (2020年から2024年の年平均)
 ※大船渡 3,370ヘクタール



(注)発生状況は林野庁発表(令和8年1月27日現在)
 その他:消防庁の資料などを基に作成

発生日～鎮火日
 2025年3月23日から4月11日

発生場所 岡山県岡山市南区

焼損面積486ヘクタール

2026年1月18日から2月1日

山梨県笛吹市・甲府市

約35ヘクタール

2025年3月23日から4月14日

愛媛県今治市

約482ヘクタール

2025年3月25日から3月27日

宮崎県宮崎市

約50ヘクタールの範囲内で点在

2 災害時に備えた基本的取組

備えと支援について

基本的取組

- 1 まずは、命を守る
- 2 被害を広げない(二次災害の防止)
- 3 生活と事業を支える備蓄
- 4 近隣との連携
- 5 地域との協調(地域貢献)

2 災害時に備えた基本的取組

2-1 命を守る 2-2 被害を広げない

2-1 まずは、命を守る

- ✓ 消費者・従業員・家族の安全確保を最優先
- ✓ 避難誘導方法と責任体制の明確化
- ✓ 点呼・安否確認の実施手順の整備

2-2 被害を広げない(二次災害の防止)

- ✓ 火災発生・延焼の防止
- ✓ ガス・電気設備の安全確認
- ✓ 液剤・薬剤などの漏洩防止措置
- ✓ 建物や構築物が敷地外に倒壊する危険性の確認
- ✓ 周辺への注意喚起
- ✓ 速やかな行政当局への連絡



5

2 災害時に備えた基本的取組

2-3 生活と事業を支える備蓄

2-3 生活と事業を支える備蓄

- ✓ 生活及び事業継続を支える備蓄の確保(BCPの観点)
(例) ※電気・水道・ガスの途絶を想定した備えが重要
- 水・食料その他
- 生活用品(簡易トイレ・毛布などの防寒用品)
- 電源及び情報の確保(モバイルバッテリー・発電機など)
- 事業資産の“事前確認”と“保護”(可能な範囲で)



6

2 災害時に備えた基本的取組

2-4 近隣との連携

2-4 近隣との連携

- ✓ 大規模災害時は、公的な救助・救援が直ちに届くとは限らない
- ✓ 近隣と「共助」ができる体制づくりが重要

平時から近隣とのコミュニケーションを
図ることで、災害時の協力体制が円滑となる

⇒生活衛生同業組合の“機能”と“役割”

16業種

生活衛生関係営業者



7

2 災害時に備えた基本的取組

2-5 地域との協調(地域貢献)

2-5 地域との協調(地域貢献)

- ✓ 大規模災害時は、地域全体が被災する
- ① 人命救助は最優先
- ② 企業は持てるチカラで支援・活動

**地域住民・生衛組合※・自治体との
協調・共生を基盤とした取組が不可欠**

※生衛組合：生活衛生同業組合の略

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



8

2 災害時に備えた基本的取組

2-5 地域との協調(地域貢献)①

生衛組合の主な取組(例)

～平時～

- 防災活動・防災訓練への参加
- その他技術的・人的・資金的な支援 など

～災害時～

- 避難者へ敷地や建物の一部を開放
- 保有する水・食料その他の物資を提供
- 避難や誘導の協力
- 初期消火や救出・救護活動への協力
- 必要とされる技術者の派遣
- ボランティア活動参加や自社製品や義援金の提供 など



9

2 災害時に備えた基本的取組

2-5 地域との協調(地域貢献)②

① 地方自治体との防災協定(を結ぶ)

- ✓ 地方自治体(都道府県や市町村などの地元主体)との調整・連携は効果的 ⇒“支援内容が明確”



防災協定とは、

地域との信頼関係を基盤に、災害時の役割と支援内容を明確化し、災害対応の実効性を高める仕組み

② 地方自治体とのコミュニケーション(継続が重要)

- ✓ 意見交換や防災活動・防災訓練に参加
 - ✓ 発災時の役割分担、情報伝達、指揮命令系統などを確認・検証
 - ✓ 計画の実効性が高まり、継続的な防災体制が可能
- ⇒“災害対応の実効性の向上”



10

3 生衛業としての備えと支援について (まとめ)

- 1 命を守る(消費者・従業員・家族)
- 2 被害を広げない(二次災害の防止)

3 生活と事業を支える備蓄

⇒ 事業資産の“事前確認”と“保護”

4 近隣との連携

⇒ 生活衛生同業組合の“機能”と“役割”

5 地域との協調(地域貢献)

⇒ 防災協定に基づく支援



MEMO

東日本大震災発生後の生活衛生同業組合等と
連携した支援活動について

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター
事務局次長 佐々木 浩明

東日本大震災発生後の生活衛生同業組合等と連携した支援活動について

全国指導センター主催 令和7年度Zoomオンライン開催

2026年（令和8年）3月4日（水）

（公財）岩手県生活衛生営業指導センター

事務局次長 佐々木 浩明

1

あの日から15年！ 2011年3月11日 東日本大震災津波発生

2011年3月11日発生の東日本大震災から14年11か月経過。その後も、震度7の巨大地震が、2016年の熊本地震、2018年の北海道胆振東部地震、2024年1月の能登半島地震と次々に発生。

東日本大震災の被災状況：岩手県で死者・行方不明者5,920名、家屋倒壊数24,747棟。

岩手県の生活衛生同業組合員（3,930名）：死者・行方不明者46名、家屋倒壊数774棟、組合員の約20%が被災

その時、私たち生衛業者(組合)は何ができるのか・・・岩手県の事例を紹介

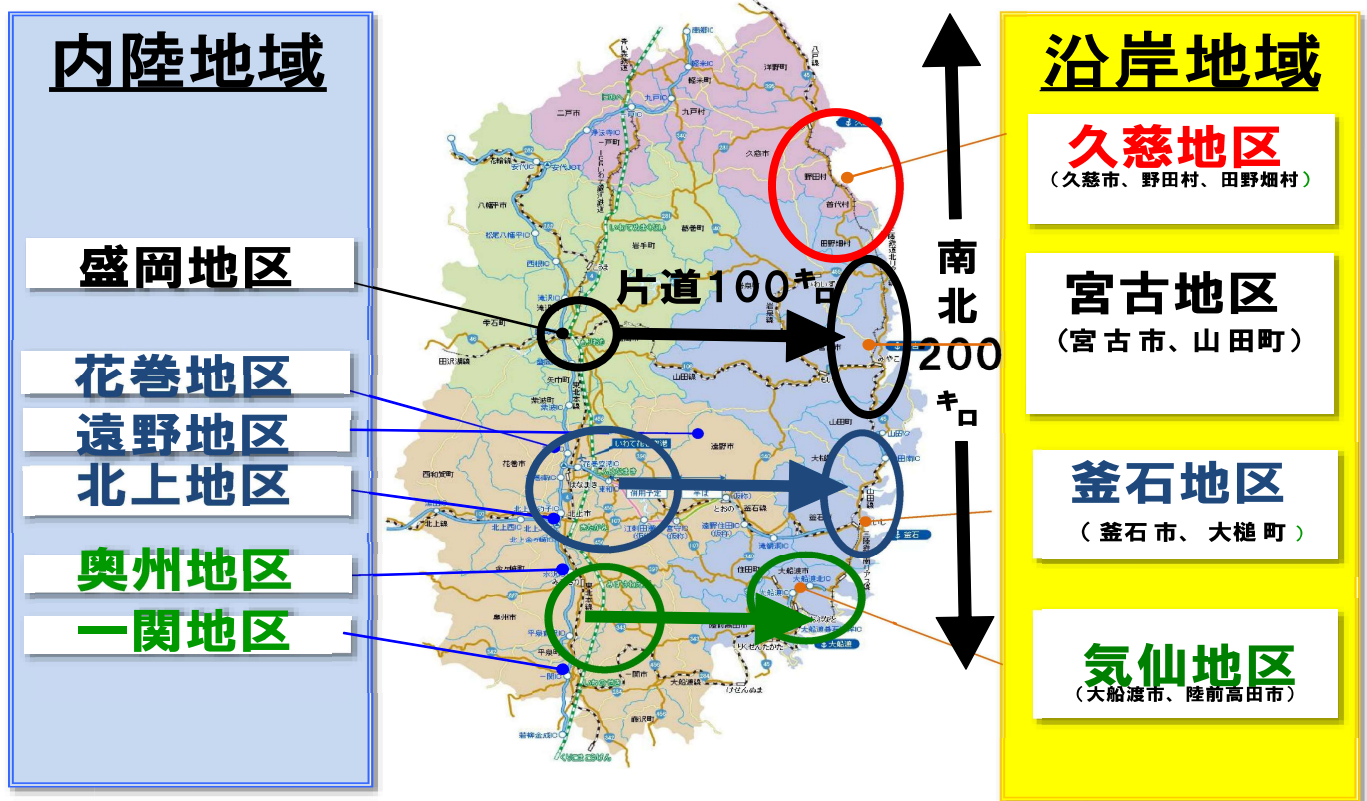
I 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援

II 行政と地区組合連絡協議会との災害支援協定

III 課題

2

「内陸地域の組合」が連携して支援！



3

I 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-1)

災害救助法では、都道府県知事が救助の実施主体として、避難所の設置や、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の供与などを行っていることになっている。これらの費用は、都道府県が負担し、都道府県の財政力に応じて5割～9割を国が負担

東日本大震災の際の避難所の給食経費

被災当時の基準額：『炊き出しなどによる給食は1日1人1,020円以内』⇒ **1,500円以内に改正！**

大震災で物流ストップ、店舗も被災している状況での **4万人超の食事確保は困難を極めた。**

パンやおにぎり確保がようやくといった状況

岩手県は、避難所生活を送っている皆さんへ **良好なる食事を提供することに苦慮**
2011年3月現在：岩手県沿岸部12市町村の避難所数は364箇所、避難者数43,804人

1 弁当支援事業のきっかけ

3月15日(震災から5日目)、盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会役員が岩手県指導センターを来訪。
盛岡地区から「被災地避難所へ食事を提供したい」との申し入れがあった。

早速、岩手県農林水産部流通課に、生活衛生同業組合組織のことを説明し、沿岸部被災地への避難所弁当供給が可能である旨説明を行い、**検討を依頼**した。

4

I 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-2)

2 岩手県からの依頼

(1) 3月24日(震災から14日目)、岩手県農林水産部流通課から、《被災地への定常的な弁当供給の検討依頼》があった。※ 提供は、避難所+幼稚園・小中学校+高校の給食含む

目的：・長期化する避難所生活に対応して**非常食から日常食への転換**

・被災者の食生活の充足・安定と避難所の労力の軽減

・避難所の炊出しや食糧の分配等の作業の軽減

・市町村の労力の軽減など

(2) 昼食用弁当を**内陸から避難所及び小中学校等へ毎日供給**(その後、避難所は夕食弁当に変更)

(3) **弁当代金は県が負担**(500円/食(配達料込み)を基本)

(4) 弁当供給企業への受発注管理、品質管理指導、清算業務、配達員からの現地情報の集約と報告等の業務を**岩手県指導センター(岩手県生活衛生同業組合中央会)に委託**

(5) メニューは、**避難所のオーダーになるべく対応**

(6) **市町村との連絡調整、供給箇所の特定は岩手県流通課が担当**

5

I 震災発生後に60万食の避難所等弁当支援 (1-3)

3 事業内容と検証

(1) 4月7日(震災から28日目)から避難所が解消される8月下旬までの間、災害救助法にもとづく避難所弁当(被災した生徒の学校給食を含む)**60万食を届けた**

※この事業に関わった事業者は27業者、1業者平均約1千万円

(2) **4地域に分割し支援**(被災地が南北に約160kmと広範。搬送時間等を考慮)

- ・久慈地区・・・久慈市、野田村、田野畑村の被災地を担当
- ・盛岡地区・・・山田町、宮古市の被災地を担当
- ・花巻、北上、遠野地区・・・釜石市、大槌町の被災地を担当
- ・奥州地区、一関地区・・・大船渡市、陸前高田市の被災地を担当

(3) 前半は内陸部の事業者、後半は被災地事業者に、業務の一部を引き継ぎ。

(4) 事業者への弁当代金は1週間単位で支払い完了。**地元の新鮮な食材の確保や良質の弁当作りに集中できた。**

(5) **食中毒事故を起こさずに終了**:片道100km以上あり、配り終わるのに3時間から5時間ほどを要した

(6) **岩手県流通課が市町村と連携**して、弁当必要量を調べ、県指導センターへの発注や窓口事業者への連絡調整、**事業者への早期支払いなどを円滑に行った事が成功の秘訣**

(7) 弁当支援事業に取組み、**経営危機を乗り越えた店もある。**

(8) **事業者間の一体感が生まれ、連携が深まり、次の復興支援事業へと展開**

6

「盛岡地域」から保冷車で沿岸へ輸送

震災直後のお弁当支援 盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会



極力地元の食材を使い、また、沿岸部の被災者を思い、魚や野菜も多く入れるよう努力した



ちらし寿司以外は、ご飯とおかずのトレーは別々にしました



取引業者の保冷車をお借りして、盛岡市内の事業者が作ったお弁当を持ち寄り、一括搬送した。

7

II 市町村との「災害支援協定」締結 事例

2012年9月5日、於：久慈合庁

沿岸市町村との協定締結スタート！



大規模災害発生時における
支援協定締結式

2013年9月1日、於：久慈市

岩手県総合防災訓練に初参加！



豚汁1,200食提供

私たちの行う地域貢献活動！

協定締結後、店頭表示ステッカー



災害支援協定
参加のお店です！



災害情報・水・トイレ
提供します

岩手県生活衛生営業指導センター
岩手県生活衛生同業組合中央会
岩手県生活衛生同業組合

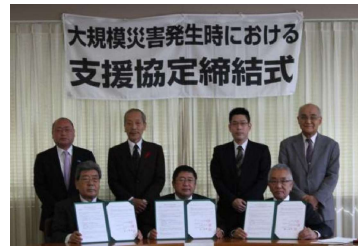
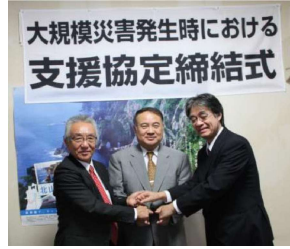
8

「沿岸の全ての市町村と協定を締結」!

2012年9月26日、岩泉町

2012年9月26日、田野畑村

2012年10月17日、宮古市



2012年10月25日、山田町

2012年12月27日、釜石市

2013年1月11日、大船渡市



2013年1月16日、陸前高田市

2013年1月22日、大槌町

2013年2月6日、盛岡市

2017年7月26日、矢巾町



9

「盛岡市総合防災訓練」炊き出し訓練に参加

2023年11月18日きたぎんボールパーク周辺：飲食業組合紫波支部が対応



10

「岩手県」との協定書締結 事例

2013年3月25、於:岩手県庁

岩手県知事、岩手県生衛組合中央会長、県指導センター理事長の三者協定

災害時における救助に関する協定書

岩手県(以下「甲」という。)と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び財団法人岩手県生活衛生営業指導センター(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合(別表)の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所とした上での宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し
- (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他甲乙が協議し必要と認める事項

(要請の方法)

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待つことなく、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

2 乙は、甲の要請の範囲内において、協力を受ける市町村と直接協議することができるものとする。

(費用負担)

第5条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。
なお、第3条第3号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合、甲又は市町村に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月25日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増拓也



乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長 西部邦彦



乙 財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター
代表者 理事長 小暮信人



11

「岩手県」とも協定を締結したが・・・。



2013年3月25、於:岩手県庁

協定締結から13年、当時の生衛組合理事長12人中

現在も理事長在任者は3人。9人は交代

組合内部での情報共有・災害支援の継承、伝達は・・・???

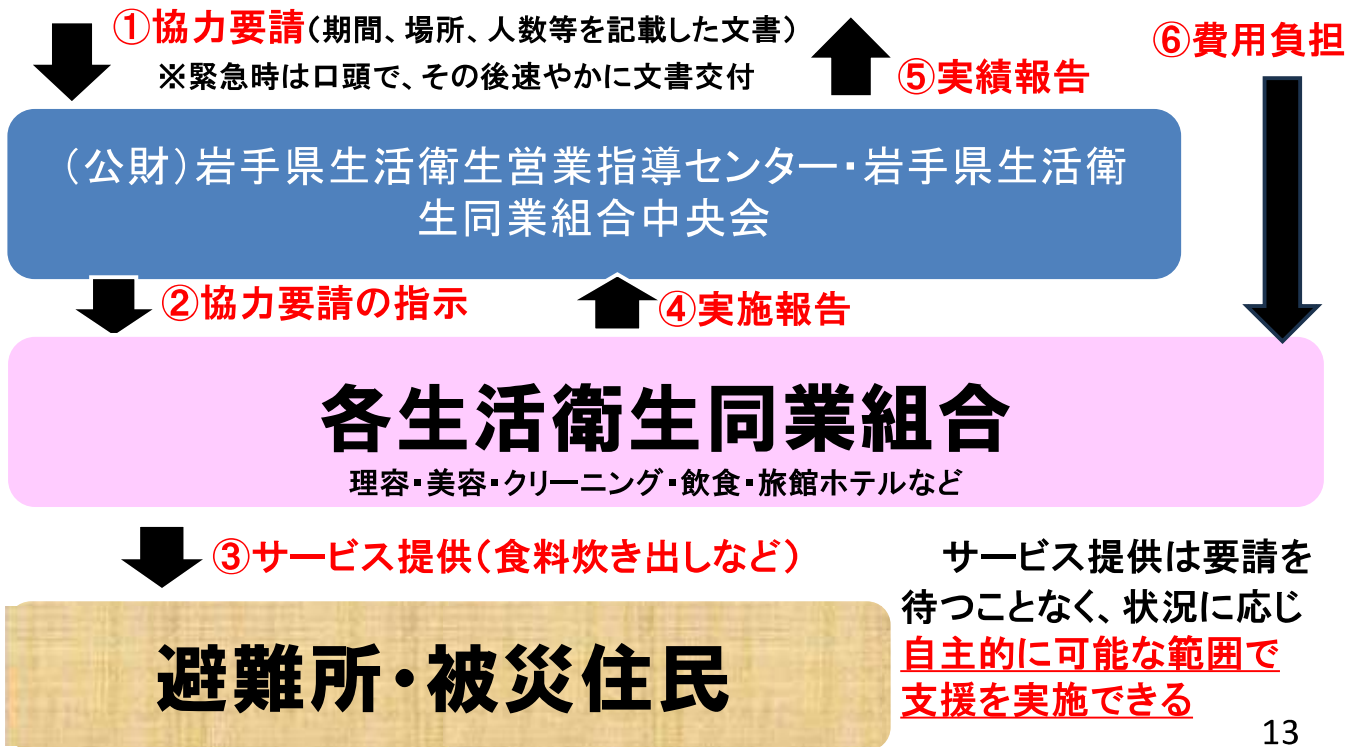
課題:「いざという時に動ける組織体制の見える化」が必要!

12

「大規模災害時における連絡体制フロー」イメージ

岩手県庁

【防災担当:復興危機管理室】、【生活衛生担当:県民
くらしの安全課】



13

ご清聴ありがとうございました！



2021年12月28日撮影 岩手県陸前高田市

14

大船渡山林火災での炊き出し支援と
情報発信について

岩手県飲食業生活衛生同業組合

副理事長 兼 大船渡支部支部長 千葉 武継

大船渡支部 経営特別相談員 佐藤 圭二

生衛組合活性化塾2026 【第二部】その2

大船渡山林火災での炊き出し支援と情報発信 について



2025年3月4日、大船渡温泉駐車場から撮影

2026年3月4日 岩手県飲食業生活衛生同業組合

大船渡支部 支部長千葉武継、経営特別相談員佐藤圭二

1

今日お話すること…

岩手県飲食業組合大船渡支部の活動のご紹介

- 1.山林火災が発生してからの流れ
- 2.他の生衛組合との連携とデジタル化を活用した情報発信
- 3.総括(まとめ)

2

2025年2月26日発生「大船渡山林火災」(約3,370ha消失)

2025年**2月27日(木)**、NHKの取材に対応しました。

大船渡山林火災 飲食店の組合が避難所で炊き出し

02月27日 20時22分



大船渡市三陸町の避難所では、27日夕方、市内の飲食店の経営者たちが避難した人たちに温かい食事を提供しようと、けんちん汁の炊き出しを行いました。

この炊き出しは、大船渡市内の60の飲食店の経営者でつくる「岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部」が、27日午後5時現在で最も多い252人が避難している「三陸公民館」で行いました。



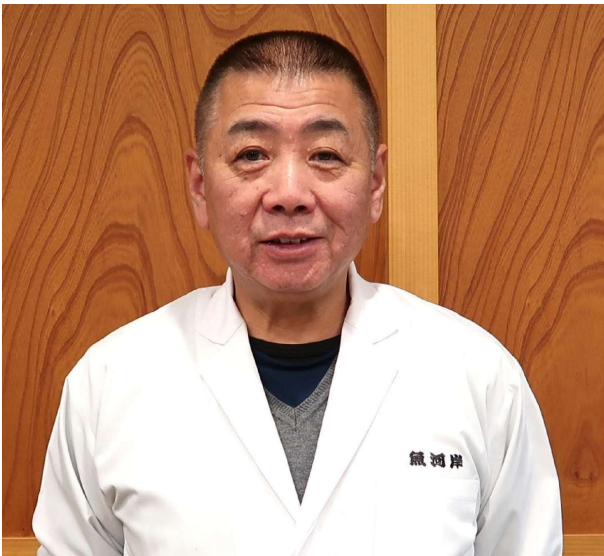
岩手県飲食業生活衛生同業組合 千葉武雄 副理事長

「私1人が言いだしたのではなく、組織の若い子たちが『だまっていられない』『ふだんお世話になっているひとたちみんな避難している』『自分たちがいま恩返しする機会なんじゃないか』ということで表現した」

「私たちが海のそばで暮らしている人たちは、震災のときに学んだんです。生きてるんじゃなくて、生かしてもらってはじめて生きれるんだっていうの。あの時に学んだのでそこはすごく大事」

3

飲食業組合 横田理事長が炊き出し初回、大船渡へ駆け付け 激励！



2026年2月3日、魚河岸にて撮影

2011年**3月11日(金)**

理事長は、東日本大震災で店舗・自宅を全壊

震災時は家族と避難所での生活を送った。

避難所では、翌日から避難者の食事を全面的に支援

2025年**2月27日(木)**

理事長が現場に来ると、県内の支部員も駆け付けてくれた。

髙田副理事長談(盛岡支部):

理事長が、いち早く現場に来たことで組合員が団結した。

4

山林火災の経過と炊き出し支援の概要

山林火災の経過

2025年 2月26日 午後1時ごろ	大船渡市の山林が燃えていると119番通報。赤崎町合足、三陸町綾里の山林の複数箇所で大規模に延焼
午後	県が陸上自衛隊に災害派遣要請 市が綾里地区全域など2114人に避難指示 県が緊急消防援助隊の派遣要請。市に災害救助法を適用
深夜	市が少なくとも住宅など84棟に延焼の可能性と明らかに
27日未明	政府が首相官邸に情報連絡室設置
午後	県警が現場付近で男性1人の遺体を発見と発表
夕方	延焼が拡大しているとして、市は3306人に避難指示。対象は市の人口の1割を超える
28日朝	政府が情報連絡室を官邸対策室に格上げ
午後	焼失面積が1200㎡に拡大。平成以降の林野火災として国内最大に
3月1日午前	焼失面積が1400㎡に拡大。市が避難指示を三陸町越喜来に広げ、対象は4596人に
2日	綾里北部や越喜来南嶺地区に延焼。焼失面積は1800㎡に拡大
3日	赤崎町外口地区で複数の住宅が燃えているのを確認。焼失面積は2100㎡に
4日	外口地区の住宅で新たに延焼が確認。焼失面積は2600㎡に拡大
5日	焼失面積が2900㎡に。発生後初の降雨で火の勢いが弱まる
6日	延焼の拡大はなし。県が大船渡市への被災者生活再建支援法の適用を決定
7日	赤崎町の6地区の避難指示を解除
8日	三陸町越喜来南嶺3地区の避難指示解除
9日	赤崎町の4地区の避難指示を解除。市が午後5時に鎮圧を宣言

2 炊き出し支援の概要 ※数字は概数です。

月日	炊き出し支援の概要	支援先等
2月27日(木)夕方	・けんちん汁 500食 具材 10種類+ショウガ入り	三陸方面：三陸公民館、越喜来小学校
2月28日(金)朝	・けんちん汁 200食 具材 10種類+ショウガ入り	盛町方面：リアスホール
2月28日(金)夕方	・けんちん汁 1,000食 具材 10種類+ショウガ入り	避難所7ヶ所に支援
3月1日(土)夕方	・けんちん汁 1,100食 具材 10種類+ショウガ入り	避難所7ヶ所に支援
3月2日(日)夕方	・けんちん汁 1,100食 具材 10種類+ショウガ入り	避難所7ヶ所に支援
3月3日(月)夕方	・豚汁 800食 具だくさん	三陸方面除く
3月4日(火)夕方	・豚汁 1,200食 具だくさん	避難所7ヶ所に支援
3月5日(水)夕方	・豚汁 1,200食 具だくさん	避難所7ヶ所に支援
3月6日(木)夕方	・豚汁 1,200食 具だくさん	避難所7ヶ所に支援
計	約 8,200食	

5

炊き出し支援の様子

2025年3月4日(火)



6

具だくさんの『豚汁』を積み込み

2025年3月4日(火)

避難所7か所 1,200食



7

避難所へ『組合員が豚汁』を運搬

2025年3月4日(火)

施設別避難者数		
町名	避難所名	人数
三陸町	越喜来 三陸公民館	251人
	越喜来 越喜来小学校	215人
	さんりくの園	20人
吉浜	旧吉浜中学校	7人
盛町	リアスホール	279人
猪川町	猪川小学校	97人
大船渡町	気仙苑	9人
	ひまわり	7人
	大船渡中学校	65人
立根町	福祉の里センター	127人
	第一中学校	133人
	百年の里	3人
合計		1213人
(3日午後6時15分現在)		



8

『旅館ホテル組合』との連携

2025年2月27日(火)

旅館ホテルでは、キャンセルが相次いだ。

旅館ホテル組合大船渡支部から、避難所へ布団の提供がありました。

飲食業組合と旅館ホテル組合が連携して避難所が設置された三陸公民館に、いち早く布団を届けました。



9



2025年3月1日、対岸の大船渡魚市場から撮影 夜になると火が見えます。

10



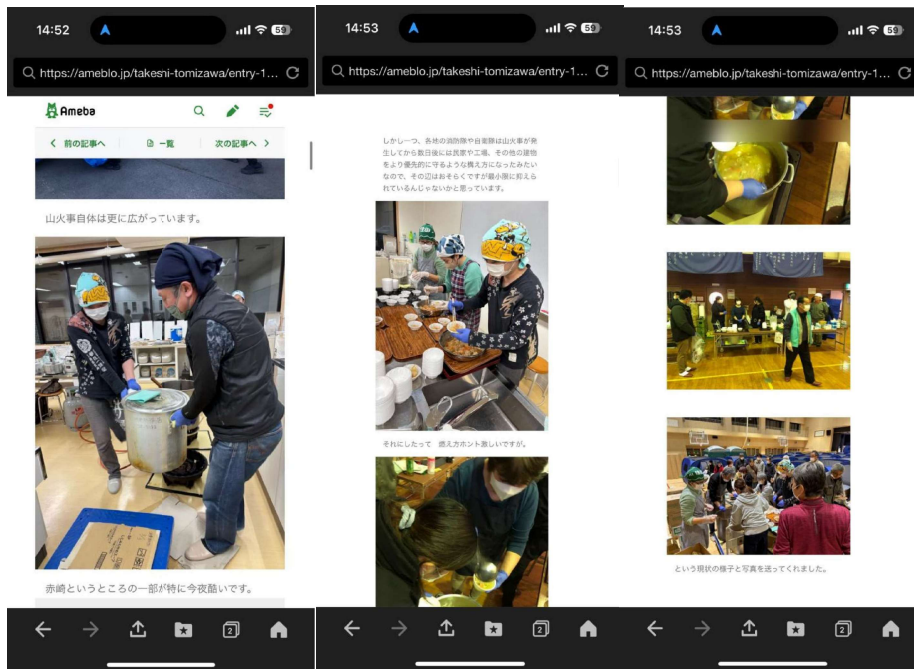
2025.3.9(日)鎮圧宣言 (山林火災から12日目)

・日頃から、『人と人とのネットワーク』を大切にしています。

・友人との やり取りの一部



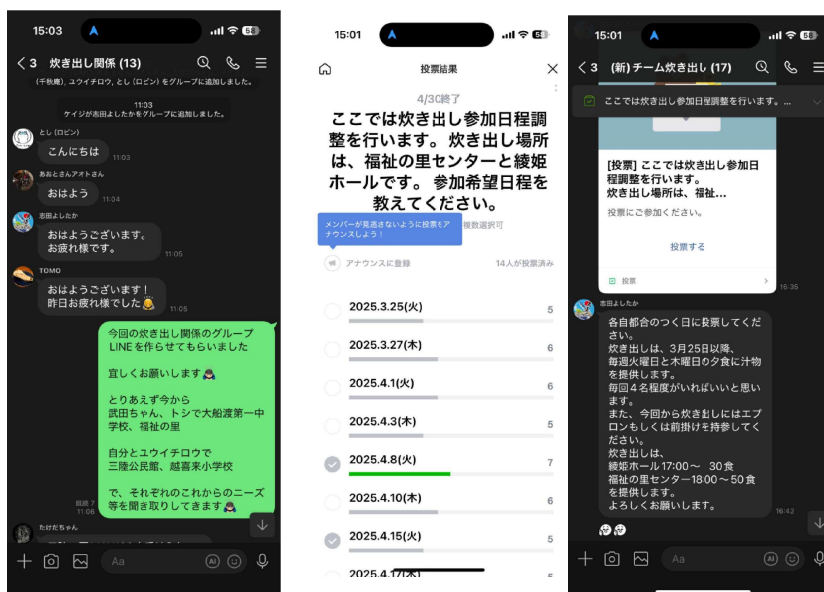
佐藤経営特別相談員の『友人』にSNSで情報発信いただきました。



13

・『支部員とのネットワーク』も大切にしています。

・グループLINEでの やり取りの一部



14

「大船渡市」と協定締結 事例

2013年1月11日、於：大船渡市役所
大船渡市長、岩手県生衛組合中央会長、気仙地区連絡協議会の三者協定

災害時における救助に関する協定書

大船渡市(以下「甲」という。)と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大船渡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- 1 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - 2 その他市長が特に必要と認めるとき。
- 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

(協力の内容)

- 第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。
- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
 - (2) 食材の提供及び炊き出し
 - (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
 - (4) その他甲乙が協議し必要と認め事項

(要請の方法)

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。
なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

(費用負担)

第5条 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。
なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては生活福祉部地域福祉課、乙においては気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会事務局又は岩手県生活衛生同業組合中央会事務局とする。

(有効期間)



第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。



(協議)



第9条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月11日

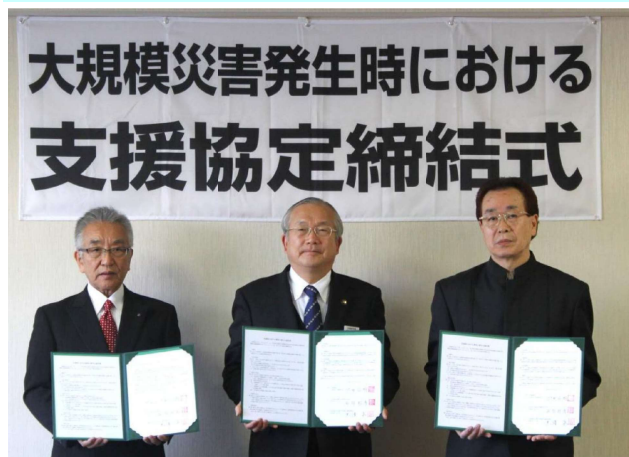
甲 大船渡市
代表者 大船渡市長  

乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長  

乙 気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長  

15

「大船渡市」と協定を締結していたが・・・。



2013年1月11日、於：大船渡市役所

協定締結から13年経過(山林火災発生時は12年経過)

大船渡市役所 協定締結担当:防災管理室、対応窓口は地域福祉課

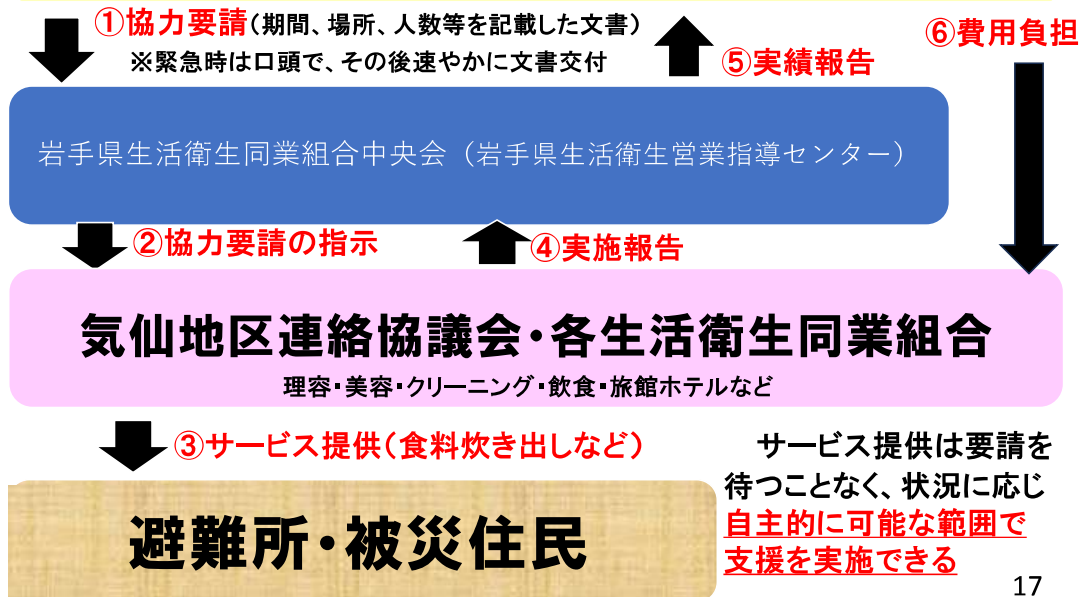
食糧担当:農林課

**※今回、連絡体制のフローチャートを作成しました
(2026年2月24日)**

16

「大規模災害時における連絡体制フロー」イメージ

大船渡市【防災担当:防災管理室】、【対応窓口:地域福祉課】

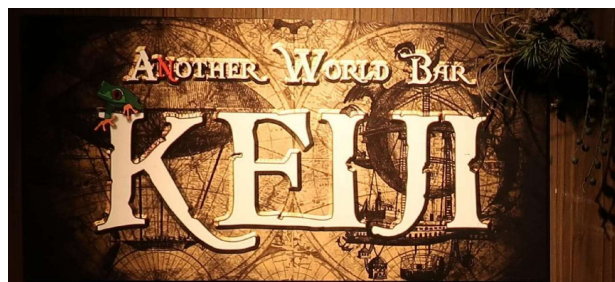


17

・『総括』(まとめ)

大船渡支部長として、心掛けていること

1. **組合員の日頃のコミュニケーション**を大切に！
2. 支部組合員の情報共有に努める！ **グループLINE**を駆使
3. 他の生活衛生同業組合との**連携**も重要！
4. 困った時は**県指導センター**に相談！
5. 組合員など周りの人に**感謝**！



今回に向けて、ここで打合せを行いました！

18

ご清聴ありがとうございました！



2026年6月24日(水)

第63回全飲連全国岩手県大会

岩手でお待ちしております！



19

※全国生活衛生営業指導センターにて 一部ページを抜粋

【参考資料】

令和7年大船渡市大規模林野火災の被害状況等

(令和7年10月28日現在)

岩手県大船渡市

1

1 火災対応状況等

(1) 令和7年2月に発生した林野火災の概要

【1回目】大船渡市三陸町綾里字田浜下地内発生

- ①経過 覚知日時：令和7年2月19日 11：55
鎮圧日時：令和7年2月25日 15：05
鎮火日時：令和7年4月7日 17：30
- ②延焼範囲 約324ha

【2回目】陸前高田市小友町字柳沢地内発生

- ①経過 覚知日時：令和7年2月25日 15：19
鎮圧日時：令和7年2月26日 12：00
鎮火日時：令和7年3月11日 10：30
- ②延焼範囲 約8ha
※大船渡市末崎町地内まで延焼

【3回目】大船渡市赤崎町字合足地内発生 (令和7年大船渡市大規模林野火災)

- ①経過等 覚知日時：令和7年2月26日 13：02
鎮圧日時：令和7年3月9日 17：00
鎮火日時：令和7年4月7日 17：30
- ②延焼範囲 約3,370ha
※2月19日発生 of 火災の延焼範囲を除く



2

2 被害状況

(1)延焼範囲

約3,370ha

※2月19日発生の火災の延焼範囲を除く

(2)人的被害

死者1人(90代男性)

(3)家屋等の被害

住家 90棟(うち全壊 54棟)

非住家136棟(うち全壊121棟)

計 226棟(うち全壊175棟)



火災の被害を受けた家屋

13

2 被害状況

(4)延焼エリア

概ねの延焼範囲を表した線であり、詳細な線ではありません。

※総務省消防庁：第2回大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会資料等を基に作成

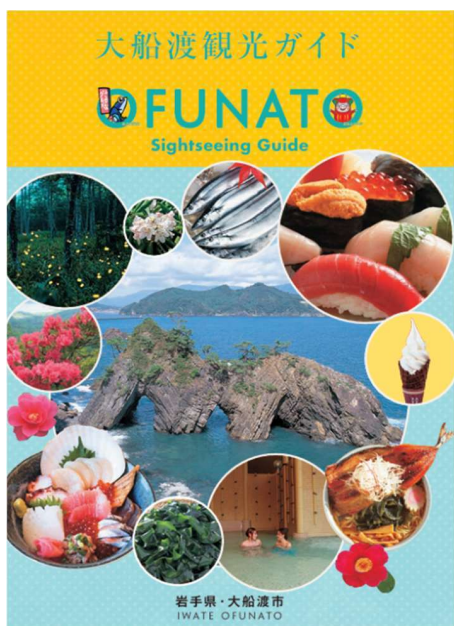


-37-

大船渡観光案内

詳細については、岩手県大船渡市の公式ウェブサイトをご覧ください

URL : <https://www.city.ofunato.iwate.jp/ofunatrip>



大船渡市商工港湾部観光交流推進室ホームページより抜粋

業界の振興・発展を 図ります!

生活衛生同業組合は、都道府県組合とその中央組織の全国連合会があり、所属地域における業界代表として、行政などに対する諸活動を実施しています。



組合の意見が業界代表の意見として、国や県に届きます

知事に面談して、生活衛生業の人手不足対策とインバウンド対策を要望しました



消費者、利用者の利益を 擁護します!

生活衛生同業組合は、消費者・利用者に安全、安心のサービスが提供されるように、営業者に対して各種の指導・支援事業を実施しています。



万一に備えての組合の損害賠償保険は掛け金が安く、圧倒的にお得です

事故賠償基準を知っていたおかげで、お客様との交渉もスムーズでした



生活衛生同業組合って何ですか? 法律に基づき設立されている

組合員の経営と利益を守ります!

生活衛生同業組合は、全国的なネットワークが構築され、組合員になると組合が実施する様々な事業の特典が受けられます。



組合に入ったら、JASRACの著作権料がずいぶん安くなりよかったです

組合の収益力向上セミナーは大変参考になったし、税務相談も助かりました



行政に協力し、公衆衛生の 向上を図ります!

大規模災害時に 協力・支援をします!

安全、安心のサービスの提供が確保されるよう、講習会などの実施により行政の活動に対する協力支援を実施しています。

保健所と合同で開催される衛生講習会に毎年参加しています

行政との大規模災害時の支援協定があることをご存知ですか



高齢者の暮らしを支える活動をします!

超高齢社会を迎え、高齢者に対する生活支援サービスの提供は、ますます重要となっています。

生活衛生同業組合は、将来を見据えた生活衛生業を支援する活動を実施しています。

訪問理容・訪問美容は高齢者に大変喜ばれています



一人暮らしの高齢者の見守り活動に取り組んでいます



公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせは最寄りの都道府県指導センターへ

都道府県指導センター

検索

2024年8月

生衛組合は消費者利益を擁護し、地域生活を支えます ～生衛組合の地域における社会貢献活動が注目されています!～

生衛組合は生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)に基づき、次の17業種の生活衛生同業組合(生衛組合)が設立されています。

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業(都道府県によっては、組合設立がない業種もあります。)

生衛組合は、地域密着の生活衛生業の自主的団体として、業界の振興発展を目指して活動しています。

地域の暮らしを支える活動

高齢者の生活支援に関する活動

- 地域包括ケアシステムへの参画
- 高齢者に対するふれあいサロン
- 生衛業の特性を生かした在宅高齢者への外出支援活動



- 訪問福祉理容・訪問美容
- 理容師・美容師に対する訪問理美容のための専門技術講習
- 銭湯を利用した健康入浴等の地域活動
- 標準営業約款制度の登録、推進



- 高齢者見守り事業所(高齢者110番ショップ)に組合店舗が登録
- 喫茶店における特殊詐欺防止セミナー



行政と連携・協力した活動

地域社会に貢献する活動

- 営業者に対する情報提供活動、指導助言活動
- 感染症発生時における最新情報の提供
- 感染症発生時の巡回指導



- 大規模災害時の支援協定の締結
- 大規模災害時の一時避難所の提供
- 被災地における無料入浴支援
- 被災地における炊き出し
- 被災地への訪問理容・美容



- 生衛組合活動推進月間の実施にあたり行政、日本公庫と連携・協力
- 推進月間の実施に関する助成や支援



衛生水準の維持向上を図る活動

- 衛生管理自主点検票による自主点検指導
- HACCP対応衛生管理手法の実施指導
- 受動喫煙防止対策の指導



- 衛生管理セミナーの開催
- 技術講習会の開催
- 最新情報のSNS発信
- アプリ(せいえいNAVI)による情報発信



- 特別相談員による巡回相談
- 専門家による経営改善指導



業界振興発展のための活動

組合員のための活動

- 国へ予算・税制の要望・知事等に対し助成を要請
- 後継者育成(インターンシップ・職場体験開催)



- 組合員のための各種無料相談
- 専門家による訪問経営指導
- 弁護士による法律相談
- 税務相談
- 融資相談



- 共済制度(損害賠償・生命傷害)
- カラオケ著作権料・クレジットカード手数料の割引
- 日本政策金融公庫の優遇融資



営業者お一人、おひとりの組合加入があなたの地域を支えることにつながります。

● 生衛組合ごとに、それぞれ活動が異なりますので、詳しくは各生衛組合又は都道府県指導センターまでお問い合わせください。



理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・寄席)



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



旅館・ホテル



めん類店
(そば・うどん店)



氷屋純氷
冰雪販売業
(氷屋)



食肉販売店



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



すし店



食鳥肉販売店



喫茶店



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)

毎年11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」

▼ 指導センターからの最新情報はここから ▼

生活衛生関係営業のお役立ちアプリ

せいえいNAVI 無料
をご活用ください



アプリのインストールと
ご利用は無料です。
二次元バーコードより
インストールしてください



iPhone 版



Android 版



新着情報

融資・補助金情報、
セミナー・講習会情
報、感染症対策等公
衆衛生関連情報、生
衛生に関するタイム
リーな情報をいち早
くお届けしています



検索機能

生衛生関連の情報を
カテゴリー、地域、
業種、キーワードの
条件で探すことがで
きます



先進事例

経営改善の先進的な
事例をテーマ（収益
性、集客力、お客様
満足度等）、業種、
地域で絞って検索し
閲覧できます



経営診断

質問に回答していく
形式で、自店の強み
・弱みを診断し、自
店にあった経営支援
マニュアルを参照で
きます



経営支援

経営や営業の一助と
なる各種情報を映像
で配信しています

**せいえい
ちゃんねる**



生活衛生業者のための
YouTube ちゃんねる

配信中

映像はこちらから

